

9. 税金の軽減・各種割引

税金

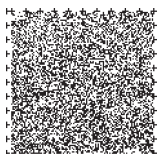
税の控除など 身 知 精

下記のような税の控除、非課税制度があります。詳しくは各窓口にお問い合わせ下さい。

		身体障害者手帳1・2級 愛の手帳1・2度 精神障害者保健福祉手帳1級	身体障害者手帳3～6級 愛の手帳3・4度 精神障害者保健福祉手帳2・3級	担当窓口
国税	所得税	特別障害者控除（本人控除、扶養控除、配偶者控除）	障害者控除（本人控除、扶養控除、配偶者控除）	(確定申告) 立川税務署 立川市緑町4-2 電話 (042) 523-1181 (源泉徴収) 勤務先の給与担当
	相続税	障害者控除（本人控除）	障害者控除（本人控除）	立川税務署 立川市緑町4-2 電話 (042) 523-1181
	贈与税	非課税制度あり	非課税制度あり	
都税	個人事業税	納税者または扶養親族等が障害者のとき減免制度あり	納税者または扶養親族等が障害者のとき減免制度あり	立川都税事務所 立川市錦町4-6-3 電話 (042) 523-3171
市税	住民税	特別障害者控除（本人控除、扶養控除、配偶者控除）	障害者控除（本人控除、扶養控除、配偶者控除）	課税課 国分寺市戸倉 1-6-1 電話 (042) 325-0111
		所得金額によって、非課税となることがあります。		



税金の軽減・各種割引



〈対 象〉 下表のいずれかの障害のある方

(1) 身体障害者及び戦傷病者		
障害区分	身体障害者手帳	
視覚障害	1級～3級・4級の1	
聴覚障害	2級・3級	
平衡機能障害	3級・5級	
音声機能または言語機能障害	3級（咽こう頭摘出に係るものに限る）	
上肢機能障害	1級・2級	
下肢機能障害	1級～6級	
体幹機能障害	1級～3級、5級	
乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害	上肢機能障害	1級・2級
	移動機能障害	1級～6級
心臓機能障害	1級・3級・4級	
じん臓機能障害	1級・3級・4級	
呼吸器機能障害	1級・3級・4級	
ぼうこう又は直腸・小腸機能障害	1級・3級・4級	
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害	1級～3級	
肝臓機能障害	1級～4級	
(2) 知的障害者		
愛の手帳（療育手帳）1度～3度		
(3) 精神障害者		
精神障害者保健福祉手帳1級		
(4) 戦傷病者		
戦傷病者手帳 ※対象となる障害の程度については、東京都自動車税コールセンターにお問い合わせ下さい。		

上表に該当する方で、次の①②のいずれかにあてはまる方は、減免措置を受けられます。

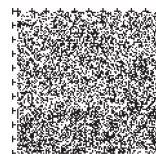
- ① 上表に該当する障害者本人、またはその方と生計を同じくする方が所有（登録）し、もっぱら障害者のために使用する自動車（軽自動車）について、一定の条件に該当する場合（障害者がもっぱら使用する車両1台に限ります。）
- ② 障害者が利用できる構造を持った自動車（軽自動車）について、もっぱら障害者が利用するために車いすの昇降装置や固定装置などを取り付けたもの（「車いす移動車」、「入浴車」等の車両）

〈問 合 せ〉

自動車税・自動車取得税

- ・ 東京自動車税コールセンター 電話 (03) 3525-4066
受付時間：平日（土日、祝日、年末年始を除く）午前9時～午後5時
- ・ 多摩自動車税事務所 国立市北3-30 電話 (042) 522-8271
- ・ 立川都税事務所 立川市錦町4-6-3 東京都立川合同庁舎内 電話 (042) 523-3171

軽自動車税 課税課 電話 (042) 325-0111



各種割引

家庭ごみ市指定収集袋・粗大ごみの減免

身 知 精

担当窓口 環境対策課

家庭ごみ市指定収集袋（有料袋）の減免

減免対象世帯には、減免期間中1回に限り、市指定収集袋（有料袋）を申請に基づき、一定枚数を無料で配布する制度があります。住民票上の世帯構成などをもとに、申請時点での配布枚数が規定されています。

粗大ごみの減免

粗大ごみも減額免除が受けられます。対象世帯の方は、清掃センターへお越しください。
※申請限度は特にありませんが、大量に出される場合は次週に分けて収集する場合がありますので、ご了承ください。

〈対 象〉

- (1) 生活保護受給世帯
- (2) 児童扶養手当受給世帯
- (3) 特別児童扶養手当受給世帯
- (4) 遺族基礎年金（旧母子福祉年金等）支給を受けている方の属する世帯
- (5) 身体障害者手帳1・2級の交付を受けている方が属し、かつ住民税非課税世帯
- (6) 愛の手帳1・2度の交付を受けている方が属し、かつ住民税非課税世帯
- (7) 精神障害者保健福祉手帳1級の交付を受けている方が属し、かつ住民税非課税世帯
- (8) 全世帯員が満75歳以上の住民税非課税世帯

〈問 合 せ〉 環境対策課 〒185-0013 国分寺市西恋ヶ窪4-9-8 清掃センター
電話 (042) 300-5300 FAX (042) 326-4410

NHK受信料の免除

身 知 精

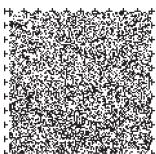
次の場合、NHK放送受信料が免除されます。※免除申請書は障害福祉課にあります。

〈全額免除〉 身体障害者手帳、愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳のいずれかをお持ちの方がいる世帯で、その世帯全員が市民税非課税である場合。

〈半額免除〉 次の場合は半額免除となります（NHKの放送受信契約者が世帯主の場合）。

- (1) 世帯主が身体障害者手帳を持っている視覚障害者または、聴覚障害者である場合
- (2) 世帯主の身体障害者手帳の障害等級が1・2級である場合
- (3) 世帯主の愛の手帳が1・2度である場合
- (4) 世帯主の精神障害者保健福祉手帳の等級が1級である場合

〈問 合 せ〉 NHK西東京営業センター 電話 (042) 528-6000
〒190-0012 東京都立川市曙町2-22-20 立川センタービル12F



水道・下水道使用料の減免

身

知

精

担当窓口 子ども子育てサービス課

児童扶養手当または特別児童扶養手当を受けている世帯の料金が一部減免されます。

〈対象〉

- (1) 児童扶養手当を受けている方
- (2) 特別児童扶養手当を受けている方

※この減免を受けるためには、申請が必要です。免除申請を行う場合は、上記担当窓口で確認印を受けた申請書または証書の写しを添付した申請書を、東京都水道局多摩お客さまセンターへ提出してください。

〈問合せ〉東京都水道局多摩お客さまセンター

立川サービスステーション 立川市緑町6-7

電話 (042) 548-5110 ナビダイヤル 0570-091-101

市営自転車等駐車場(駐輪場)定期使用料の免除

身

知

精

担当窓口 交通対策課

次の項目に該当する方は定期使用料が免除されます。

- (1) 身体障害者手帳、愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方
 - (2) 生活保護世帯 (3) 児童扶養手当または国分寺市児童育成手当受給世帯
- 詳しくは交通対策課へお問い合わせください。

〈問合せ〉交通対策課 〒185-8501 国分寺市戸倉1-6-1

電話 (042) 325-0111 FAX (042) 324-0160

郵便料金の免除・特例

身

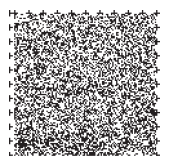
知

●免除 以下の郵便物は郵便料金が無料になります。

- ①点字郵便物（点字のみを掲げた内容で開封のもの、3kg以内）
- ②録音物（視覚障害者用）、点字用紙で日本郵便株式会社が指定する施設から差出または施設宛のもの。（3kg以内）

●特例 以下の郵便物は郵便料金等に特例が設けられています。（サイズにより料金が異なりますので、詳細はお問い合わせ下さい。）

- ①点字ゆうパック（点字図書などを内容とするゆうパック。重量が30kgを超えないこと。）
- ②心身障害者用ゆうメール3kgまで（身体に重度の障害のある方又は知的障害の程度の重い方と日本郵便（株）に届け出た図書館との間で、図書の閲覧のために発受されるものに限る。）
- ③聴覚障害者用ゆうパック（聴覚障害者と日本郵便（株）が指定する施設との間で発受されるビデオテープなどの録画物。重量が30kgを超えないこと。）
- ④心身障害者用低料第三種郵便物（心身障害者団体が心身障害者の福祉を図ることを目的として発行する定期刊行物で、第三種郵便物として認可を受けたもの。）



税金の軽減・各種割引

〈問 合 せ〉日本郵便株式会社 お客様サービス相談センター

電話 (0120) 23-28-86

郵便はがき（青い鳥はがき）の無料配布

身 知

身体障害者手帳1・2級、愛の手帳1・2度の方に、年1回、通常郵便はがき20枚を無料で配布（青い鳥をデザインしたオリジナル封筒に封入）します。

詳しくは、郵便局へお問い合わせください。

〈問 合 せ〉お近くの郵便局

電話番号案内の無料利用（NTTふれあい案内）

身 知 精

申請によりNTTの電話番号案内（104番）を無料で利用できます（事前申込制）。

〈対 象〉

- (1) 身体障害者手帳をお持ちで、以下に該当する方
 - ・視覚障害 1～6級
 - ・肢体不自由（上肢、体幹または乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害）1・2級
- (2) 愛の手帳をお持ちの方
- (3) 精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方
- (4) 戦傷病者手帳をお持ちで、以下に該当する方
 - ・視力の障害 特別項症～第6項症
 - ・上肢の障害 特別項症～第2項症

〈問 合 せ〉NTTふれあい案内

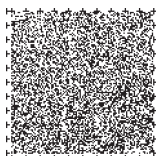
電話 (0120) 104-174（午前9時～午後5時、土日・祝日および年末年始を除く）

少額貯蓄非課税制度（マル優）

身 知 精

身体障害者手帳、愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳等をお持ちの方は、少額貯蓄非課税制度等により、対象者が受け取る一定の預貯金等の利子については、一定の手続きを要件に非課税の適用を受けられます。※この制度を利用するには、預け入れ等の際に、金融機関の窓口などに障害者手帳、個人番号カードなどを提示して確認を受ける必要があります。

〈問 合 せ〉各金融機関



税金の軽減・各種割引